１ページ

**手話は言語　手話でつながる**

**ご存じですか　品川区手話言語条例**

**手話とは？**　手話を必要とする人にとって大切な言語です。

耳の聞こえる人が音声を用いて会話をする日本語や英語と同じように、手話は、手や指、顔や体の動きを用いて表現する言語です。

　　品川区では、令和３年７月に「品川区手話言語条例」を制定しました。手話を必要とする人が

安心して生活することのできる地域社会の実現を目指します。

品川区

２ページ

**品川区手話言語条例を制定　令和3年7月15日**

品川区手話言語条例は、「手話は言語」であることをみんなが理解した上で、一人一人が尊重され、手話を必要とする人が安心して生活することができる地域社会の実現をめざす条例です。

**手話を必要とする人とは？**

生まれつき耳の聞こえない人、聞こえにくい人など、手話をコミュニケーション方法として生活している人です。

**手話は世界共通で使える言語？**

手話は、世界共通の言葉ではありません。

日本には、日本の手話があり、アメリカにはアメリカの手話、イギリスにはイギリスの手話というように、各国の文化や習慣により大きな違いがあります。

同じ英語圏でも国が違えば手話も違います。

**手話コラム**

**手話にも方言があるの？**

はい。地方によって少し違いがあります。手話も音声の日本語と同じ、言語なんです。

**世界共通の手話ってないの？**

国際手話があります！

聴覚障害者の国際的なイベントでは公用語のひとつとして使われ、国際手話の通訳者もいます。また、イラストの親指と人差し指、小指を立てて、中指と薬指を手のひらの側に折り曲げる手の形はアイ　ラブ　ユーを表すマークとして世界で知られています。

３ページ

**手話は言語　品川区手話言語条例制定までのあゆみ**

平成１８年（2006年）　国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、言語に手話が含まれることが明記される。

平成２３年（2011年）　障害者基本法が改正され、手話が言語であることが明記される。

平成２６年（2014年）　日本が障害者の権利に関する条約を批准する。

令和３年（2021年）　品川区が品川区手話言語条例を制定する。

現在では、手話通訳付きのテレビ放送も増え、東京2020パラリンピックにおいても手話通訳者が活躍し、社会において手話という言語がある、手話を必要とする人がいることが広まってきています。

**手話コラム**

**手話の歴史**

聴覚障害者の間で手話が生まれ、明治時代に設立されたろう学校などで使われるようになりました。その後、手話の使用は様々な制約を受けざるを得なかった時期がありました。

　このような時期を経て、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記されました。そして、手話の理解促進のため、全国で条例制定が広がっています。

４ページ

**「手話は言語」みんなが理解と協力を**

品川区手話言語条例では、区の責務と区民、事業者それぞれの役割が規定されています。

手話は言語であるとの認識の下、手話を必要としている人が安心して生活することができる地域社会を実現していきましょう。

区の責務

・手話に対する理解の促進、普及

・手話に関する施策の推進

・手話による意思疎通が図りやすい環境の整備

手話への理解促進・普及

手話への理解促進・普及や、誰もが手話を学べる手話サークルの紹介、講習会などを実施します。

また、聴覚障害者の社会生活を支援するため、手話通訳者の派遣のほか、手話通訳者養成講座を開催します。

区民の役割

・手話への理解とともに、区の手話に関する施策に協力

・手話を必要とする人が暮らしやすい地域社会の実現に協力

手話への理解

地域に手話を使いながら社会生活を送っている人がいることを知りましょう。すぐに手話を覚えられなくても、ほかの手段でコミュニケーションができることを知り、何ができるか考えましょう。

事業者の役割

・手話への理解とともに、区の手話に関する施策に協力

・手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供

・手話を必要とする人が働きやすい環境の整備

働きやすい環境づくり

　耳が聞こえない・聞こえにくい従業員が職場に適応できるよう、ほかの従業員が簡単な手話を覚えたり、筆談や絵・図などを利用したりして円滑な意思疎通を図りましょう。

５ページ

**みんなができること**

耳が聞こえない・聞こえにくい人は、普段どんなことに困っているのでしょうか。何に困っているかを知り、私たちにどんなことができるのか考えてみましょう。ちょっとした「気づき」や「心配り」がコミュニケーションを円滑にします。

困っていること

外見では気づいてもらえない

耳が聞こえない・聞こえにくいことは、外見からはわからないので、生活の中で困ることがあります。

話しかけても気がつかない場合は、聞こえないのかもしれません。視線を合わせ、和やかな表情で声をかけましょう。

音声による放送に気づかない

　駅や商業施設などの放送による案内が聞こえません。また、病院や銀行などの口頭による呼び出しが聞こえません。

　電光掲示板がある場所を示したり、筆談や簡単な身振り・手振りなどで情報を知らせましょう。

**手話以外のコミュニケーション**

聴覚障害者には、中途失聴者や音・言葉が聞き取りにくい難聴者など、いろいろな方がいます。また、すべての聴覚障害者が手話を使うとは限らないので、その人が望んでいるコミュニケーション方法でサポートしましょう。

筆談

ノートやメモ帳などに文章を書きながら会話をしましょう。その場合、短くわかりやすい文章を書くようにしましょう。図やイラストを描くのも有効な方法です。

スマートフォンなど

　たとえば、スマートフォンやタブレットの画面を見せたりして、こちらが伝えたいことを表現するのも有効な方法です。必要に応じてさまざまな方法を組み合わせてみましょう。

６ページ

**手話を覚えよう**

手話は、手の形だけでなく同時に目や眉、頭、肩などの動きが必要です。手話は立体的で動きがあります。手話と親しむために身近なものから覚えて積極的に使ってみましょう。

**あいさつの手話（こんにちは）**

　あいさつの手話は、片手をあげます。「おはよう」も「こんにちは」も「こんばんは」も同じです。世界には約７千の言語があるといわれますが、朝、昼、夜で同じ言葉を使う言語も多数あります。

 日本語と手話は別の言語なので、単語は必ずしも一対一にはなりません。「あいさつ」の手話も、さまざまな表現方法があります。目上の人にあいさつするときは肩をすぼめるなど、手話も日本語と同じように敬語があります。

**ありがとうございます**

　ありがとうございますの手話は、利き手の小指側をもう一方の手の手首あたりに置いてから上にあげます。

会話をするときは、必ず目を合わせます。例えば、おじぎも目を合わせたままします。これはろう者の文化（生活様式）に合ったもので、失礼ではありません。逆に、目を合わせない（視線を外す）のは話さないと同じ意味になります。

**うれしい**

　うれしいの手話は、胸の前で、指を開いた両手を交互に上下させます。

**大丈夫**

大丈夫の手話は、利き手の反対側の肩のあたりから利き手側に動かします。

７ページ

**よろしくお願いします**

よろしくお願いしますの手話は、顔の前でにぎった手を開きながら前に出します。

**元気**

元気の手話は、胸の前で、下向きに握った手を２回押し下げます。

**わかる**

わかるの手話は、利き手で胸を軽くたたきます。

**わからない**

わからないの手話は、利き手の肩あたりを上に払います。わからないという顔の動きをつけましょう。

**好き**

好きの手話は、利き手の人差し指と親指を開いてあごに当て、人差し指と親指を閉じながら前方の斜め下に手を動かします。

**なに？**

なにの手話は、利き手の人差し指を立て左右に振る手の動きと同時に、首を小刻みに左右に振ります。

**危ない**

危ないの手話は、両手を開いて５本の指を少し曲げ、利き手は胸、非利き手はみぞおちあたりに強く置きます。同時に危ないという表情を必ずつけます。

**ポイント**

手話は顔の動きで文法を表します。手や指だけでなく、顔の動きも大切です。主に利き手を動かしますが、荷物を持っているときなどは、反対の手を使うこともあります。

８ページ

**手話を学びたい人は**

品川区では手話を学びたいという人のために、手話講習会を開催しています。多くの人と交流を深めるために、またボランティアや仕事として活用するために、ぜひご参加ください。

**手話講習会**

聴覚障害者への理解促進と手話の普及を目的に、手話を初めて学ぶ人向けの講座や手話通訳者養成講座を開催しています。

問い合わせ　 障害者地域活動支援センター　あえる

品川区立心身障害者福祉会館内、品川区旗の台5の2の2

直通電話03-5750-4996、ＦＡＸ03-3782-3830

ホームページ　品川区立心身障害者福祉会館で検索

**手話サークル**

品川手話サークルは、耳の聞こえる人と聞こえない人が交流し、地域福祉の向上を目指し、品川区聴覚障害者協会と連携して活動しています。

主な活動は、手話と聴覚障害者への理解を深める学習、聴覚障害者との交流、手話に関わるボランティア活動などです。

問い合わせ　　ホームページ　品川手話サークルで検索

**手話通訳者・要約筆記者を派遣**

聴覚などの障害で意思疎通に支障がある方の社会生活を支援するため、手話通訳者、音声等の情報を文字で伝える要約筆記者を派遣しています。個人（聴覚に障害のある方）のほか、企業・団体の方も利用できます。

問い合わせ　 障害者地域活動支援センター　あえる

直通電話03-5750-4996、派遣専用ＦＡＸ03-3785-3366

**このマークをご存じですか**

**みみマーク**　聴覚障害のあることを示すマークです。

**聴覚障害者標識**　聴覚障害があることから運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。周囲の運転者は配慮しましょう。

**手話マーク**　手話で対応することを示すマークです。

**筆談マーク**　筆談で対応することを示すマークです。

令和４年３月発行　　品川区福祉部障害者福祉課

〒140-8715　東京都品川区広町2-1-36　電話03-5742-6707　ＦＡＸ　03-3775-2000